

県市町連携でのプッシュ型情報発信システム
に関する情報提供及び概算見積依頼（RFI）
実施要領

令和7年9月
福井県未来創造部DX推進課

目次

1. RFI の概要.....	2
1.1 目的.....	2
1.2 RFI のスケジュール.....	2
1.3 RFI 資料一覧.....	2
2. システム要件.....	3
2.1 システムの全体イメージと調達範囲.....	3
2.2 生成 AI の活用内容.....	4
2.3 機能要件.....	4
2.4 非機能要件.....	4
2.5 作業要件.....	4
2.6 システム規模.....	6
2.7 想定導入スケジュール.....	6
3. 情報提供依頼事項.....	6
4. 情報提供要領.....	7
4.1 提出方法.....	7
4.2 提出期限.....	7
4.3 質疑応答.....	7
4.4 追加の提供情報.....	7
4.5 情報提供者の要件.....	7
5. その他特記事項.....	7
6. 問い合わせ先.....	8

1. RFI の概要

1.1 目的

福井県（以下、「県」という。）では、県及び県内各市町（以下、「市町」という。）が様々な事業を実施し、住民への支援を行っており、あわせて住民に向けた情報発信を実施しているが、その手法や媒体が異なっていることから一元的な情報発信が行えておらず、住民目線では「情報がどこにあるか分からない」、「関連する支援情報を集約したホームページがない」といった課題を抱えている。

このため、令和7年4月に設立した福井県プッシュ型行政推進協議会（以下、「協議会」という。）の中で、住民があらかじめ登録した年齢や家族構成などの属性情報を元に、県や市町がホームページ等で発信した情報を集約して、その人が希望する情報を一元的に発信するプッシュ型情報発信について、市町と共に検討を行い、令和8年度以降の構築・運用開始を目指している。

本情報提供依頼（以下、「RFI」という。）では、プッシュ型での情報発信を実現するための仕組み（以下、「プッシュ型情報発信システム」という。）の調達に向けて、県として検討しているシステムの実現可能性や、開発スケジュール、開発・ランニングにかかる費用等を把握することを目的としている。なお、本RFIにて提供いただいた情報については、プッシュ型情報発信システムの調達に向けた参考として活用させていただく。

1.2 RFIのスケジュール

RFI のスケジュールは以下のとおりである。

内容	日程
実施要領（本資料）の発出	令和7年9月12日（金）
情報提供受付期間	令和7年9月12日（金）～ 令和7年10月3日（金）午後5時まで
質問票受付期間	令和7年9月29日（月）午後5時まで
質問票回答日	順次回答予定

1.3 RFI資料一覧

RFI で配布する資料の一覧は以下のとおりである。

項番	資料名
1	県市町連携でのプッシュ型情報発信システムに関する情報提供及び概算見積依頼（RFI）実施要領（本紙）
2 - 1	機能要件一覧（別紙1）
2 - 2	機能要件に関する補足説明資料（別紙2）
3	非機能要件一覧（別紙3）
4	情報提供票（様式1）
5	概算費用積算書（様式2）
6	質問票（様式3）

2. システム要件

2.1 システムの全体イメージと調達範囲

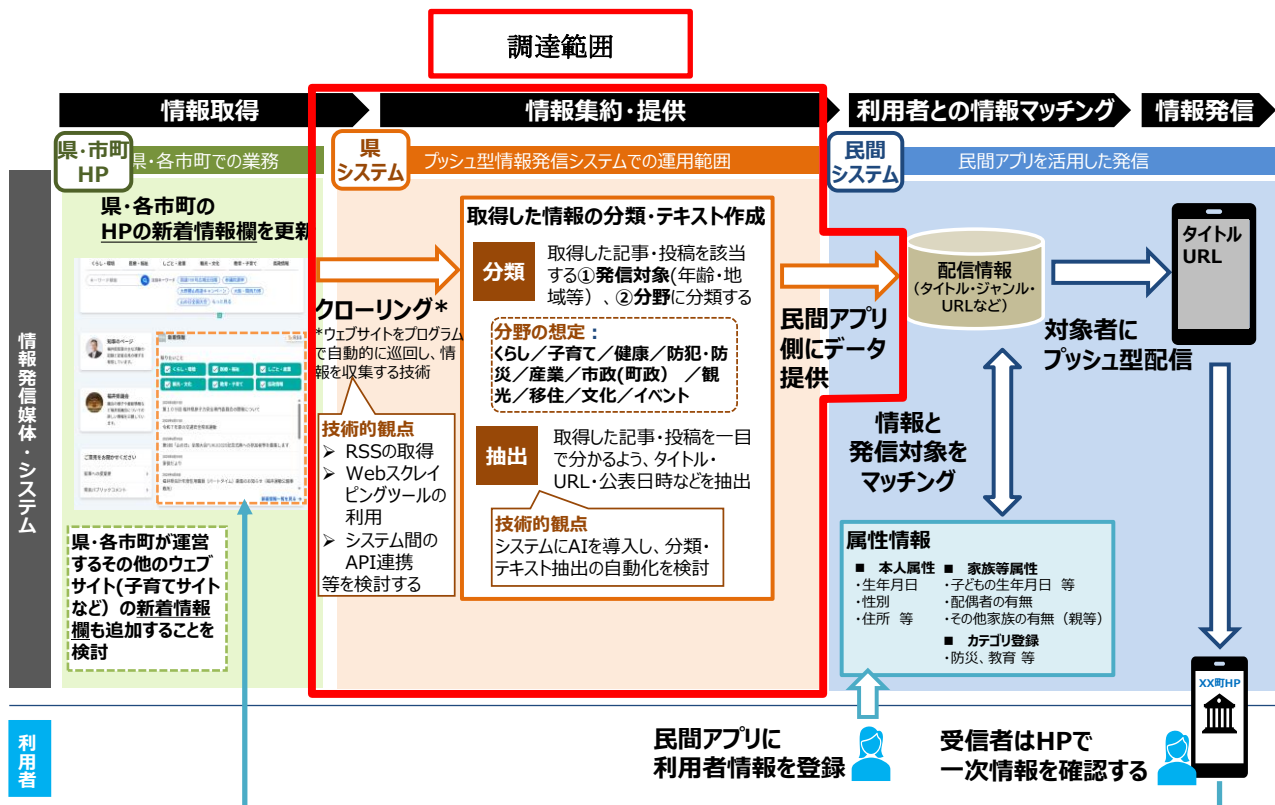
プッシュ型情報発信システムは、県・市町のホームページ等（以下、「情報取得対象ウェブサイト」という。）の「新着情報」欄や「お知らせ」欄から情報を自動で取得し、利用者の居住エリア、年代、関心のある分野等、利用者の属性に合わせた情報をプッシュ型で発信するため、取得した情報を分類*する。その際、発信された情報は県・市町によってウェブサイトでカテゴリ化されている分野の名称・粒度が異なることから、情報の分類は生成AIを活用することを想定している。

プッシュ型情報発信システムは情報の収集・発信の効率化を目的としているため、可能な限り県・市町の担当者による入力・確認作業を不要とし、県・市町が情報取得対象ウェブサイトが発信した情報を自動で集約・分類・発信することを目指す。

プッシュ型情報発信システムで集約した情報は、地域の民間事業者（以下、「情報発信事業者」という。）に提供し、情報発信事業者が自ら運営するアプリやウェブサイト等で住民等へ発信することを想定している。また、利用者の属性情報【居住エリア・年代・関心のあるテーマ分野（くらし／子育て／健康／防犯・防災／産業／市政（町政）／観光／移住／文化／イベント等）等】の取得も、情報発信事業者自身が運営するアプリやウェブサイト等において行い、集約した情報の分類と利用者の属性情報が合致した場合に情報発信することを想定している。

以下に、プッシュ型情報発信システムの全体イメージと調達範囲を示す。

*：分類方法は県と市町が決定したものをベースに、プッシュ型情報発信システムの構築を受託した事業者の提案も参考とする。分類されたカテゴリは、ウェブブラウザ・アプリでの表示に利用できるよう、XML形式でタグ付けできるようなことを想定している



2.2 生成AIの活用内容

プッシュ型情報発信システムでは、生成 AI を活用し、情報取得対象ウェブサイトにおける新着配信情報の内容をインプットとしてテーマ分野や対象属性（エリア、性別、年代）を分類し設定するとともに、生成 AI で分類できなかった配信情報は「判別不可」に分類する。（詳細は「機能要件一覧（別紙１）」を参照）

クラウド LLM を活用するか、ローカル LLM を活用するかについてはベンダーによる提案事項とする。

また、生成 AI による処理の精度については、プロンプトの調整等により可能な限り高水準なものとなるよう、開発時において県と協議のうえ、検証と改善を重ねる。さらに、システムの構築が完了し運用が開始された後は、四半期に 1 回程度の定期報告に合わせ、県が求める水準を満たしているか確認を行うものとする。特にクラウド LLM はその製品のバージョンアップにより精度が変化することに留意するものとする。

なお、具体的な生成 AI 活用の仕様は、プッシュ型情報発信システム構築時の要件定義において詳細を検討する予定である。

2.3 機能要件

現段階で想定しているプッシュ型情報発信システムに求める機能要件を「機能要件一覧（別紙１）」に示す。なお、基本的にはオリジナルのシステムをスクラッチ開発することを想定している。

2.4 非機能要件

現段階で想定しているプッシュ型情報発信システムに求める非機能要件を「非機能要件一覧（別紙２）」に示す。

2.5 作業要件

プッシュ型情報発信システムの構築・運用にあたり、事業者に対応を求める作業と想定成果物は以下のとおりである。

作業	作業概要	想定成果物
プロジェクト管理	プロジェクトの実施体制や作業内容、作業スケジュール等について記載したプロジェクト計画書を作成し、プロジェクト計画書に沿ってプロジェクトを管理・進行すること。	プロジェクト計画書
作業実施体制の構築	プロジェクトの実施体制を構築すること。	体制図
要件定義	プッシュ型情報発信システムの要件定義を行うこと。	要件定義書
基本設計	要件定義した内容をもとにプッシュ型情報発信システムの基本設計を行うこと。	基本設計書
詳細設計	要件定義した内容をもとにプッシュ型情報発信システムの詳細設計を行うこと。	詳細設計書
開発	設計内容をもとにプッシュ型情報発信システムの特性等に応じた開発手法にて開発を行うこと。 契約目的物（本システム）の所有権は開発業務の委託料完済後に発注者へ移転するものとする。ただし、受注者が従来から有していたプロ	－

		グラム等の著作権は受注者に帰属すること。また、受注者は開発にあたって、第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害していないことを保証すること。 ※権利関係については契約時に詳細に調整することとする。	
テスト		プッシュ型情報発信システムが想定通り動作することを確認するためテストを実施すること。	テスト仕様書 テスト結果報告書
運用保守設計		プッシュ型情報発信システム稼動後の運用保守に関する体制や問い合わせ対応方法等の設計を行うこと。	運用保守計画書
マニュアル作成		プッシュ型情報発信システムを容易に利用できるよう県・市町の管理者・担当者用の操作マニュアルを作成すること。	操作マニュアル(県・市町の管理者・担当者用)
操作研修		プッシュ型情報発信システムの操作、運用方法等に関して、県・市町の管理者・担当者向けの研修を1回程度実施すること。 また、録画した研修動画を県に提供し、アーカイブ配信を行うこと	研修用テキスト 研修動画データ
運用保守		運用保守設計に基づき、運用保守を実施する。インフラ・システムの運用・保守については非機能要件一覧に記載した通りであるが、サービスサポートについて下記を実施すること。	－
	問い合わせ受付・回答	県・市町の管理者・担当者からの、システム利用方法や、情報取得元ウェブサイトの追加・変更等の問い合わせを受け付け、回答すること。 情報発信事業者からの、プッシュ型情報発信システムへの新規接続依頼や、システムの活用方法に関する問い合わせを受け付け、回答すること。 問い合わせ方法は、電話・メールもしくは問い合わせフォームを想定する。	問い合わせ対応記録簿
	改善の検討・実施	県との協議や利用者からの問い合わせを受け、システムの改善が必要な際に、システムそのものや運用方法の改善を検討・実施すること。 また、生成 AI の処理の精度について、四半期に1回程度開催する定期報告会での報告に向けた確認を行い、異常がある場合は、改善を検討・実施すること	－
	県への報告	問い合わせ内容・改善内容の記録・管理を行い、四半期に一度、定期報告会で報告を行うこと。	定期報告会資料
会議		プロジェクトの進捗報告に関する定例会議や要件定義等のための会議を実施すること。会議	議事録

	の議事録を作成すること。 また、サービス提供開始後の一定期間（半年程度）は、必要に応じて会議を実施すること。またその際も会議の議事録も作成すること。	
--	--	--

2.6 システム規模

想定しているプッシュ型情報発信システムの規模は以下のとおりである。

項目	規模数	備考
システム利用者数 (データ入力者)	100 ユーザー	システムにアクセスする県・市町の管理者・担当者の数
情報取得対象ウェブサイト数	80 ページ	情報取得対象とする県・市町が運営するウェブサイトの想定される当初の数
データ取得するページ数(一週間あたり)	500 ページ	情報取得対象ウェブサイトにおいて、一週間あたりに発信される新着情報の想定される当初のページ数

2.7 想定導入スケジュール

現時点で想定しているプッシュ型情報発信システム導入に向けたスケジュールは以下のとおりである。なお、本RFIの結果等を踏まえ、最終的な導入スケジュールを決定する。

- 令和8年4月頃 : 契約・要件定義開始
- 令和8年7月頃 : 要件定義完了・開発開始
- 令和8年12月頃 : 開発・テスト・運用保守設計・マニュアル作成完了
- 令和8年1月頃 : システム仮稼動開始
- 令和9年4月頃 : システム本稼動開始

3. 情報提供依頼事項

提案事業者が提案するプッシュ型情報発信システムに関して、以下の内容について回答すること。

No.	情報提供依頼事項	回答方法	回答様式
1	県への提案可否、想定構築スケジュール等	貴社の会社情報や意見等について、様式1の各項目に沿って回答すること。	様式1
2	概算積算費用	プッシュ型情報発信システムの構築費用や運用保守の費用等について、様式2の各項目に沿って回答すること。また、実施時期についても記入すること。	様式2

回答については、上記の回答様式以外での提出は原則認めないものとする。ただし、補足資料などを追加提示することは、差し支えないものとする。

4. 情報提供要領

4.1 提出方法

以下に記載の提出先に、メールにて様式1及び様式2を提出すること。

メール：dx-suishin@pref.fukui.lg.jp

宛先：福井県プッシュ型情報発信システム検討業務事務局

※電子メールの件名は「【提出】プッシュ型情報発信システム情報提供依頼（貴社名）」とすること。

4.2 提出期限

令和7年10月3日（金） 午後5時までに提出すること。

4.3 質疑応答

質疑応答については、以下のとおりとする。

- (1) 提出方法：電子メール
- (2) 件名：「【質問】プッシュ型情報発信システム情報提供依頼（貴社名）」
- (3) 質問内容：質問票（様式3）に記載すること。
- (4) 送信先：dx-suishin@pref.fukui.lg.jp
- (5) 提出期限：令和7年9月29日（月）午後5時
- (6) 質問及び回答について

提案事業者からの質問及び本県からの回答については、一覧化し、本RFIに参加している事業者へ送付する。

4.4 追加の提供情報

提出後に、県から追加の質問・情報提供依頼をする場合は、その提供方法及び提供期限については、協議によるものとする。

4.5 情報提供者の要件

RFIに応じる事業者は以下の要件を満たすこと。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (4) 福井県暴力団等排除条例（平成22年12月24日福井県条例第31号）に定める暴力団又は暴力団員等に該当していないこと。

5. その他特記事項

- (1) 本RFIの実施に要する費用は提案事業者の負担とする。
- (2) 本RFIは、提案事業者において保有している技術情報や価格等の情報を得るための手段であり、どのような提案をいただいても、それをもって将来の発注を約束するものではない。
- (3) 提供された情報及び各種資料については返却しない。また、プッシュ型情報発信システムの

導入業務以外では使用しない。ただし、県の公文書として取り扱いするものとし、県情報公開条例の対象となり、また、県が別途契約する調達の支援業務における資料となることに留意願う。

(4) 後日、提供資料への問い合わせや協議を依頼する場合がある。

6. 問い合わせ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部DX推進課（担当 向川、高橋）

T E L 0776-20-0267

F A X 0776-20-0630

E-mail dx-suishin@pref.fukui.lg.jp